

募集要綱案等に対するご意見と回答

- 周波数調整のために一般送配電事業者があらかじめ確保する電源Ⅰについて、必要量に係る電力広域的運営推進機関の検討結果（「2019年度向け調整力の公募にかかる必要量等の考え方について」）を踏まえ、当社では、今回の公募において電源Ⅰ周波数調整力のみ募集することとし、電源Ⅰ需給バランス調整力および電源Ⅰ'厳気象対応調整力の募集は行なわないことといたしました。
- ※電源Ⅱ（電源Ⅱ周波数調整力、電源Ⅱ需給バランス調整力および電源Ⅱ'低速需給バランス調整力）については、契約申込みの受付を行いません。
- 今回の意見募集でいただいたご意見は、今後の調整力公募の参考にさせていただきます。

	該当箇所	ご意見	回答
1	電源Ⅰ'厳気象対応調整力募集要綱 第5章 1. (2) 電源Ⅰ'入札枠について	電力需要ピーク時の調整力として、DRの活用がしやすい電源Ⅰ'は短期的な対策としては有効であるため、積極的に募集をした方がよいのではないかと。	電源Ⅰ'の募集は、電力広域的運営推進機関が定める電源Ⅰ'の必要量に関する考え方を踏まえて判断しています。
2	電源Ⅰ'厳気象対応調整力募集要綱 第5章 1. (4) 最低入札容量	現行の最低入札容量は1,000kWであるが、さらにDRの活用を促すべく、すでにDRを活用している諸外国（PJM等）並みに、最低入札容量を100kWとしてはどうか。	電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合での議論を踏まえて、最低入札容量を0.1万キロワットとしています。
3	電源Ⅰ'厳気象対応調整力募集要綱 第5章 1. (5) 電源・DR別募集について	現行、電源Ⅰ'は電源とDRを同じ募集枠で取り扱っているが、電源とDRとではそれぞれ特性が異なる（電源は長期的、DRは短期的な調整力に向いている）ことから、募集枠を分けてほしい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
4	電源Ⅰ'厳気象対応調整力募集要綱 第5章 3. (1) 月単位の契約調整力の設定	現行の契約調整力は年間一律であるが、DRの場合、空調設備の制御など季節ごとに可能となる調整力が異なることから、月単位で契約調整力を設定してほしい。	発電事業者等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募については長期（年間）をベースに調達することとしています。

	該当箇所	ご意見	回答
5	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 5 章 3. (1) 運用要件 (DR 発 動条件)	DR の発動については予備力での基準など一定程度の定量的 な条件を明確化にすることが、お客様に対してわかりやすく、 DR 事業者にとっても問い合わせ対応等の業務負担を軽減で きる。	調整電源 (DR を含む) の発動については、その時々 の需給状況を踏まえて総合的に判断するため、定量的な条件を お示しすることはできません。
6	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 5 章 3. (1) 停止計画の提出	停止計画は当社の求めに応じて提出することとなっている が、可能であれば月単位での提出 (月間計画) とし、加えて 月間計画提出後に変更があった場合にのみ、変更計画を提出 する運用をお願いしたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力提供時間 (夏期平日の 13 時～ 20 時) において、常時、当社中央給電指令所からの指令 に応じていただく必要がありますので、定期検査、補修作 業等による停止はできません。
7	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 6 章 応札方法	現行、各社ごとに契約書や応札書類などの様式が異なってい るが、DR 事業者の負担軽減のため各社の契約書や応札書類な どの様式フォーマットを統一してほしい。	可能な限りフォーマットを統一していますが、詳細部分ま では統一することは困難です。 各社ごとの様式を使用いただくようお願いします。
8	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 9 章 1. (4) 申出単価の提出	現行、申出単価は毎週提出することとなっているが、他電力 会社と同様に、単価に変更がない場合には月単位での提出と してほしい。	申出単価を双方が明確に確認できるよう、単価に変更がな い場合でも毎週の単価提出を原則としていますが、ご要望 があれば、契約時に協議させていただきます。
9	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 ・ネガワット調整金について	現行、小売事業者の売上補てんをアグリゲーターと小売事業 者の間で行うネガワット調整金があるが、本来系統運用者か らの要請でアグリゲーターが調整力を提供するものであるこ とや、通常のインバランス精算と同じであること、将来の需 給調整市場ではネガワット調整金が機能しない可能性がある ことから、ネガワット調整金をなくしてほしい。	ネガワット調整金については「エネルギー・リソース・ア グリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に記載 されており、小売電気事業者とアグリゲーターとの間で協 議されるものと考えています。

以上